

川西市指令第7号

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

一般廃棄物処理業許可（更新）証

住 所 高槻市上田辺町19番8号
氏 名 都市クリエイト株式会社
(法人にあって 代表取締役 前田 晋二
はその名称)

令和5年12月18日付で申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次の条件を付して許可する。

令和6年3月22日

川西市長 越田 謙治郎



一般廃棄物の取扱種類	一般廃棄物(浄化槽汚泥・し尿を除く)
許可の業種	収集運搬業
許可の区域	川西市内
許可の期間	自 令和 6年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日
許可の条件	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに関係法令を遵守すること。 ② 適正に収集・運搬するとともに公衆衛生の向上を図ること。 ③ 一般廃棄物の搬入に関しては、「国崎クリーンセンター」の搬入基準を遵守すること。